

愛媛県農地整備課週休2日確保工事等試行要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県農地整備課所管工事において、建設現場における週休2日を確保すること、技術者及び技能労働者が適切に休日を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的としたものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

2 週休2日確保工事

(1) 週休2日確保工事

週休2日確保工事とは、本要領に基づき、週単位（完全週休2日）、月単位又は通期で現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

1) 週単位（完全週休2日）

対象期間において、全ての週で1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 月単位

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

3) 通期

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。

なお、年末年始（12月29日～1月3日）6日間、夏季休暇（土日除く）3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

(4) 現場閉所

現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 週休2日の達成判断

週休2日確保工事の達成判断は、次のとおりとし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

1) 週単位（完全週休2日）

対象期間内の全ての週毎の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（2日／7日）以上の水準に達する状態をいう。なお、受注者自らが28.5%以上現場閉所することは可能とする。ただし、対象期間内の暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない週は、その週の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

2) 月単位

対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、対象期間内の暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

3) 通期

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

3 週休2日交替制工事

(1) 週休2日交替制工事

週休2日交替制工事とは、本要領に基づき、週単位（完全週休2日）、月単位又は通期で技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日交替制に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

1) 週単位（完全週休2日）

対象期間において、全ての週で技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日確保したと認められる状態をいう。

2) 月単位

対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保したと認められる状態をいう。

3) 通期

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。

なお、年末年始（12月29日～1月3日）6日間、夏季休暇（土日除く）3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適切でない期間は含まない。

また、下請けの対象期間は下請けの技術者又は技能労働者が当該現場に従事した期間とする。

(4) 技術者及び技能労働者

技術者とは施工管理を行う者を、技能労働者とは建設現場の直接的な作業を行う者をいい、施工体制台帳に記載がある元請負人及び下請負人のうち、当該現場での勤務期間が14日以上（休日を含む）の者を対象とする。

(5) 週休2日の達成判断

週休2日交替制工事の達成判断は、次のとおりとし、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

1) 週単位（完全週休2日）

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。

2) 月単位

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

3) 通期

対象期間内現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

(6) 休日率

対象者の休日の割合の合計を対象者数で除した値とし、次式により算出する。

$$\Sigma (\text{対象者の休日日数} \div \text{対象期間の日数}) \div \text{対象者数} \times 100$$

(対象工事)

第3条 週休2日確保工事等は、全ての農地整備課所管工事を対象に発注者指定方式により発注することを原則とするが、週休2日交替制工事を予定する場合において現場条件等からこれにより難しい場合は受注者希望方式で発注することができる。

(1) 発注者指定型

発注者が指定する工事とし、特記仕様書（別紙1）を添付して発注者指定型であることを明示するものとする。

(2) 受注者希望型

発注者指定型を除く全ての工事を対象とし、特記仕様書（別紙2）を添付して受注者希望型であることを明示するものとする。

- 2 発注者指定型工事の受注後、受注者は発注者と協議のうえ、次の取り組みに変更することができる。なお、担い手確保の目的に鑑み、可能な限り週単位（完全週休2日）の週休2日確保工事に取り組むものとする。

- (1) 週単位（完全週休2日）の週休2日確保工事
- (2) 月単位の週休2日確保工事
- (3) 週単位（完全週休2日）の週休2日交替制工事
- (4) 月単位の週休2日交替制工事
- (5) 通期の週休2日交替制工事

- 3 受注者希望型工事の受注後、受注者は発注者と協議のうえ、次の取り組みのうちいずれかを実施又は変更することができる。なお、担い手確保の目的に鑑み、可能な限り週単位（完全週休2日）の週休2日交替制工事に取り組むものとする。

- (1) 週単位（完全週休2日）の週休2日交替制工事
- (2) 月単位の週休2日交替制工事
- (3) 通期の週休2日交替制工事

(現場閉所日の確保)

第4条 週休2日確保工事に取り組む場合は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

- 2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。なお、週単位（完全週休2日）の週休2日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日を達成しているとみなす。

- 3 現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行わないこととする。ただし、以下に該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。

- (1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
- (2) 現場見学会等、現場を公開するもの。
- (3) 発注者の指示によるもの。

- 4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

(実施方法)

第5条 受注者希望型工事において、受注者は、週休2日確保工事を実施しようとする場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。

- 2 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休2日確保を反映したものとする。

- 3 受注者は、第3条第2項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は、前項の規定に関わらず次のとおり実施することとする。

- (1) 週単位（完全週休2日）又は月単位の週休2日確保工事

工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週単位（完全週休2日）又は月単位の週休2日確保を反映したものとする。

- (2) 週単位（完全週休2日）、月単位又は通期の週休2日交替制工事

受注者は、週単位（完全週休2日）、月単位又は通期の週休2日交替制工事を実施する場合、各取組みに応じた技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を発注者に提出するものとする。

- 4 受注者は、第3条第3項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は次のとおり実施することとする。
- (1) 週単位（完全週休2日）、月単位又は通期の週休2日交替制工事
- 受注者は、週単位（完全週休2日）、月単位又は通期の週休2日交替制工事を実施する場合、各取組みに応じた技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を発注者に提出するものとする。
- 5 受注者は、工事途中に工事打合せ簿に理由を記載し通知することで、週休2日の取組みを次のとおり変更することができる。
- (1) 週単位（完全週休2日）の週休2日確保工事は、月単位若しくは通期の週休2日確保工事又は週単位（完全週休2日）、月単位若しくは通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
- (2) 月単位の週休2日確保工事は、通期の週休2日確保工事又は月単位若しくは通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
- (3) 通期の週休2日確保工事及び月単位の週休2日交替制工事は、通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
- (4) 週単位（完全週休2日）の週休2日交替制工事は月単位又は通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
- 6 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事看板等で週休2日確保工事又は週休2日交替制工事である旨を周知するものとする。
- 7 受注者は、第4条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合せ簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。
- 8 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率又は休日率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。
- 9 受注者は、工事途中に週休2日確保工事又は週休2日交替制工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合せ簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

（費用の計上）

第6条 週休2日にかかる費用計上は実施しないものとする。

（工事成績評定）

- 第7条 通期の週休2日確保又は通期の週休2日交替制を達成した工事については、工事成績評定の「工程管理」で加点評価を行う。週単位（完全週休2日）若しくは月単位の週休2日確保又は週単位（完全週休2日）若しくは月単位の週休2日交替制を達成した工事については、追加で加点評価を行う。
- 2 発注者指定型工事で明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

（留意事項）

- 第8条 週休2日確保工事等の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。
- (1) 工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保できる工期を延期する。
- (2) 施工箇所点在における対象工事の場合、工事全体として判断する。
- (3) 現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入する。

（アンケート調査等）

第9条 発注者が週休2日確保工事等に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

（入札公告）

第10条 週休2日確保工事の試行にあたっては、入札公告において対象工事である旨を明示するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附則（令和4年4月28日一部改正）

この要領の変更は、令和4年5月1日から施行する。

附則（令和5年4月26日一部改正）

この要領の変更は、令和5年5月1日から施行する。

附則（令和6年9月30日一部改正）

この要領の変更は、令和6年10月1日から施行する。

附則（令和7年6月24日一部改正）

この要領の変更は、令和7年7月1日から施行する。

附則（令和8年6月（ ）日一部改正）

この要領の変更は、令和8年7月1日から施行する。

(別紙 1)

週休 2 日確保工事等の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

(対象)

第 1 条 本工事は、愛媛県農地整備課週休 2 日確保工事等試行要領（以下、「要領」という。）に基づく週休 2 日確保工事（発注者指定型）の試行対象工事である。

(対象工事)

第 2 条 受注後、受注者は発注者と協議のうえ次の取り組みに変更することができる。なお、担い手確保の目的に鑑み、可能な限り週単位（完全週休 2 日）の週休 2 日確保工事に取り組むものとする。

- (1) 週単位（完全週休 2 日）の週休 2 日確保工事
- (2) 月単位の週休 2 日確保工事
- (3) 週単位（完全週休 2 日）の週休 2 日交替制工事
- (4) 月単位の週休 2 日交替制工事
- (5) 通期の週休 2 日交替制工事

(現場閉所日の確保)

第 3 条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

- 2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。なお、週単位（完全週休 2 日）の週休 2 日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休 2 日を達成しているとみなす。
- 3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行っていない。ただし、以下のものは除く。
 - (1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
 - (2) 現場見学会等、現場を公開するもの。
 - (3) 発注者の指示によるもの。

(実施方法)

第 4 条 工事請負契約書第 3 条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休 2 日確保を反映したものとしなければならない。

- 2 受注者は、要領第 3 条第 3 項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は次のとおり実施することとする。
 - (1) 週単位（完全週休 2 日）又は月単位の週休 2 日確保工事
工事請負契約書第 3 条に基づき受注者が提出する工程表は、週単位（完全週休 2 日）又は月単位の週休 2 日確保を反映したものとする。
 - (2) 週単位（完全週休 2 日）、月単位又は通期の週休 2 日交替制工事
受注者は、週単位（完全週休 2 日）、月単位又は通期の週休 2 日交替制工事を実施する場合、各取組みに応じた技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は、工事途中に工事打合せ簿に理由を記載し通知することで、週休 2 日の取組みを次のとおり変更することができる。
 - (1) 週単位（完全週休 2 日）の週休 2 日確保工事は、月単位若しくは通期の週休 2 日確保工事又は週単位（完全週休 2 日）、月単位若しくは通期の週休 2 日交替制工事に変更することができる。
 - (2) 月単位の週休 2 日確保工事は、通期の週休 2 日確保又は月単位若しくは通期の週休 2 日交替制工事に変更することができる。

(3) 通期の週休2日確保工事及び月単位の週休2日交替制工事は、通期の週休2日交替制工事に変更することができる。

(4) 週単位(完全週休2日)の週休2日交替制工事は月単位又は通期の週休2日交替制工事に変更することができる。

4 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事又は週休2日交替制工事である旨を周知するものとする。

5 受注者は、要領第4条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

6 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率又は休日率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

7 受注者は、工事途中に週休2日確保工事又は週休2日交替制工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

(費用の計上)

第5条 週休2日にかかる費用計上は実施しないものとする。

(アンケート調査等)

第6条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考 「週休2日確保工事」 工事看板の例)

ご迷惑をおかけします	
週休2日確保工事	
〇〇〇〇〇〇〇を	
なおしています	
令和〇年〇月〇日まで	
時間帯 21:00 ~ 6:00	
舗 装 修 繕 工 事	
発注者	愛媛県〇〇地方局 農林水産振興部〇〇〇〇課 電話 089-〇〇〇-〇〇〇〇(代)
施工者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

110cm	
15cm	週休2日確保工事
	〇 〇 工 事 中
10cm	一般県道〇〇線〇〇〇工事
8cm	区間 〇 〇 市 〇 〇 町 〇 〇
8cm	期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
8cm	施工 〇〇〇建設株式会社 TEL (089) 〇〇〇-〇〇〇〇
10cm	愛媛県〇〇地方局農林水産振興部 〇〇〇〇課 TEL (089) 〇〇〇-〇〇〇〇(代)
	25cm
	90cm
	140cm
	25cm

(参考 「週休2日交替制工事」 工事看板の例)

ご迷惑をおかけします	
週休2日交替制工事	
〇〇〇〇〇〇〇を	
なおしています	
令和〇年〇月〇日まで	
時間帯 21:00 ~ 6:00	
舗 装 修 繕 工 事	
発注者	愛媛県〇〇地方局 農林水産振興部〇〇〇〇課 電話 089-〇〇〇-〇〇〇〇(代)
施工者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

110cm		
15cm	週休2日交替制工事	25cm
	〇 〇 工 事 中	
10cm	一般県道〇〇線〇〇〇工事	
8cm	区間 〇 〇 市 〇 〇 町 〇 〇	90cm
8cm	期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	140cm
8cm	施工 〇〇〇建設株式会社 TEL (089) 〇〇〇-〇〇〇〇	
10cm	愛媛県〇〇地方局農林水産振興部 〇〇〇〇課 TEL (089) 〇〇〇-〇〇〇〇(代)	25cm

(別紙 2)

週休 2 日確保工事等の試行に関する特記仕様書 (受注者希望型)

(対象)

第 1 条 本工事は、愛媛県農地整備課週休 2 日確保工事等試行要領 (以下、「要領」という。) に基づく週休 2 日確保工事 (受注者希望型) の試行対象工事である。

(対象工事)

第 2 条 受注後、受注者は次の取り組みのうちいずれかを実施することができる。なお、担い手確保の目的に鑑み、可能な限り週単位 (完全週休 2 日) の週休 2 日交替制工事に取り組むものとする。

- (1) 週単位 (完全週休 2 日) の週休 2 日交替制工事
- (2) 月単位の週休 2 日交替制工事
- (3) 通期の週休 2 日交替制工事

(実施協議)

第 3 条 受注者は、第 2 条の取り組みのうちいずれかを実施しようとする場合は、工事着手日までに、工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。

2 協議の結果、第 2 条の取り組みのうちいずれかを実施することとなった場合は、以下の各条により取り組むものとする。

(実施方法)

第 4 条 工事請負契約書第 3 条に基づき受注者が提出する工程表は、週休 2 日確保を反映したものにななければならない。

2 受注者は、要領第 3 条第 3 項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は次のとおり実施することとする。

- (1) 週単位 (完全週休 2 日)、月単位又は通期の週休 2 日交替制工事

受注者は、週単位 (完全週休 2 日)、月単位又は通期の週休 2 日交替制工事を実施する場合、各取組みに応じた技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を発注者に提出するものとする。

3 受注者は、工事途中に工事打合せ簿に理由を記載し通知することで、週休 2 日の取組みを次のとおり変更することができる。

- (1) 月単位の週休 2 日交替制工事は、通期の週休 2 日交替制工事に変更することができる。
- (2) 週単位 (完全週休 2 日) の週休 2 日交替制工事は月単位又は通期の週休 2 日交替制工事に変更することができる。

4 受注者は、工事看板等で週休 2 日交替制工事である旨を周知するものとする。

5 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ休日率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報や K Y 活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

6 受注者は、工事途中に週休 2 日交替制工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合せ簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

(費用の計上)

第 5 条 週休 2 日にかかる費用計上は実施しないものとする。

(アンケート調査等)

第 6 条 発注者が週休 2 日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考 「週休2日交替制工事」 工事看板の例)

ご迷惑をおかけします	
週休2日交替制工事	
〇〇〇〇〇〇〇を	
なおしています	
令和〇年〇月〇日まで	
時間帯 21:00 ~ 6:00	
舗 装 修 繕 工 事	
発注者	愛媛県〇〇地方局 農林水産振興部〇〇〇〇課 電話 089-〇〇〇-〇〇〇〇(代)
施工者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

110cm	
15cm	週休2日交替制工事
	〇 〇 工 事 中
10cm	一般県道〇〇線〇〇〇工事
8cm	区間 〇 〇 市 〇 〇 町 〇 〇
8cm	期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
8cm	施工 〇〇〇建設株式会社 TEL (089) 〇〇〇-〇〇〇〇
10cm	愛媛県〇〇地方局農林水産振興部 〇〇〇〇課 TEL (089) 〇〇〇-〇〇〇〇(代)
	25cm
	90cm
	140cm
	25cm